

名称 : 「携帯電子機器用ケース」事件  
審決取消請求事件 (無効審決取消請求)  
知財高裁 : 判決日 26年5月19日、平成26年(行ケ)第10028号  
判決 : 請求棄却  
キーワード : 進歩性判断の当否

[概要]

携帯電子機器とそのケースのデザイン一体性の構成について進歩性がないとされた無効審決が維持された事案である。

[訂正後の請求項1]

【請求項1】

携帯電子機器の裏面乃至側面の外面形状に沿った形状のケースにおいて、該ケースが透光性素材からなり、携帯電子機器の裏面を覆う前記ケースの外表面側あるいは内面側に図形あるいは文字が付され、前記ケースを前記携帯電子機器に取り付けた場合に、前記携帯電子機器のロゴマーク及びロゴ文字が透視でき、該図形あるいは文字が、(本件訂正による付加部分。)ロゴマーク及びロゴ文字の少なくとも一方と一体となって一つのモチーフを醸し出すためにデザインされた (「せる」から本件訂正により訂正。)ものであることを特徴とする携帯電子機器用ケース。

[一致点]

(本件発明1と引用発明との一致点)

携帯電子機器の裏面ないし側面の外面形状に沿ったケースにおいて、該ケースが透光性素材からなり、携帯電子機器の裏面を覆う前記ケースに図形が付され、前記ケースを前記携帯電子機器に取り付けた場合に、前記携帯電子機器のロゴマーク及びロゴ文字が透視でき、該図形が、ロゴマーク及びロゴ文字の少なくとも一方と一体となって一つのモチーフを醸し出すためにデザインされたものである携帯電子機器用ケース。

[審決取消事由]

1、取消事由1(引用発明の認定の誤りに伴う本件発明1と引用発明の一致点の認定の誤り)  
(1)・・・クリアタイプのうち、「アレキサンドラトリバネアゲハ」、「グレビーシマウマ」の2つのイラストは、アップルのロゴマークと重なっており、特に前者では、ケースを装着した状態でロゴマークのリンゴが視認できない状態になっている。「ブッシュマンウサギ」、「アムールヒョウ」、「ホッキョクグマ」のイラストでは、ロゴマークのリンゴと無関係の構図で描かれている。「アフリカゾウ」のイラストでも、ゾウの鼻の位置がリンゴのロゴマークと近接しているにすぎない。これらのイラストは、あくまでも絶滅危惧種の動物をデザインしたものであり、いずれもアップルのロゴマークとは関連のないデザインであるし、本体に取り付けない状態でそれ自体が一つのモチーフとして完成されたものである。たまたまアフリカゾウの鼻の位置がロゴマークのリンゴと近接しているとしても、デザイナーにはアップルのロゴマークとの関連性を持たせる目的や意図はなかった。このことは、広告文中にアップルのロゴマークと動物のデザインとの関連性を示唆した記載がないことからもうかがえる。

(2)リンゴは、寒冷地で栽培され、「アフリカゾウ」の生息するアフリカでは栽培されていないから、「アフリカゾウ」がリンゴを食べたりくわえたりすることは実際にはあり得ない。また、「アフリカゾウ」の鼻の何倍もある巨大なリンゴは現実には存在しない。絶滅危惧に瀕している動物がいるという生々しい現実を描写しようとする絶滅危惧種シリーズのデザイナーが、現実とかけ離れた空想の世界を描くとは考えられない。「アフリカゾウ」のイ

ラストの付いたケースも、アップルのロゴマークやロゴ文字との調和や関連性まで考えなかったと推察される。

(3) したがって、「アフリカゾウ」のイラストについて「アップル図柄と一体となつて一つのモチーフを醸し出すためにデザインされたものである」とした審決は、デザイナーの意図を間違つて読み取つたものであり、電子的技術情報1にケースのイラストデザインと本体のロゴマークが一体となつて一つのモチーフを醸し出す発明が記載されているという認定は誤り・・

(4) ・・左の写真の「アフリカゾウ」のように、Appleマークをうまく活かした、面白い絵柄もあります。」という記載があるが、これは平成23年5月15日のウェブサイトで採用された表現であつて、本件発明の原出願日より後に掲載されたものであるから、ロゴマーク及びロゴ文字の少なくとも一方と一体となつて一つのモチーフを醸し出すという技術的思想は、本件発明出願時にはなかつた。

#### [裁判所の判断]

##### (1) 引用発明の認定誤りについて

上記「アースウェア絶滅危惧種」シリーズは、透明のクリアケースを用い、白色で絶滅危惧種の動物等のイラストを施した一連のシリーズであるから、一貫したコンセプトをもってデザインされたと考えるのが自然である。かかる観点から各イラストを検討するに、上記「グレービーシマウマ」の首のあたりには模様がない部分が認められるが、これは、本体にケースを取り付けた際に、i P h o n e 4の裏面のリンゴのロゴマークが、シマウマの首の縞模様の一部を形成するように、当該マークと一致させて模様を脱落させたものであるとみるのが自然である。そして、シマウマの顔の位置も、i P h o n e 4の裏面の文字と重ならないように形成されているのも、同じようなロゴ文字との調和の意図を持ってなされたものと推認するのが相当である。他方、上記のとおり、「アレキサンドラトリバネアゲハ」のイラストは、「グレービーシマウマ」のそれと同じようにリンゴのロゴマークと重なり合っているが、その部分がチョウの身体の模様、すなわち、羽の模様の一部にはなっていない。もっとも、リンゴのロゴマークはチョウの羽とほぼ重なるように配置されており、リンゴのロゴマークが大きくはみ出すようなデザインになっていないという限度において、少なくとも、リンゴのロゴマークの大半を隠すことによって、チョウのイラストとリンゴのロゴマークとの調和をある程度図つたとみるのが自然である。また、「ブッシュマンウサギ」、「アムールヒョウ」、「ホッキョクグマ」の各イラストは、ロゴマークのリンゴとは離れた構図が採用され、一見リンゴと無関係の位置に配置されているようにも見えるが、少なくとも、動物の身体と重ならないように配慮されているのは明らかであつて、この限度で、動物のイラストとリンゴのロゴマークとの調和をある程度図つたものであることは、他のデザインと同様である。しかも、被告も指摘するように、「ホッキョクグマ」のイラストは、その下に記載された地球のイラストと対比すると、リンゴのロゴマークをして月を想起させるような位置に配置されているという評価もできるものである。そうすると、アフリカゾウのイラストとリンゴのロゴマークの位置関係も偶然ではなく、両者をもって一つのモチーフを醸し出すためにデザインされたものであると認めることができる。



アフリカゾウ  
EWFP01LA



チョウ



シマウマ



ウサギ



ヒョウ



クマ

(2) その他の原告主張について

原告は、アフリカではリンゴが栽培されることはなく、ゾウがリンゴを食べたりくわえたりすることはあり得ないことを根拠にデザイン性を否定する。しかしながら、アフリカゾウが

リンゴを実際に食べるか否かはデザイン性とは関係ない事柄であって、アフリカゾウの位置がリンゴのロゴマークやロゴ文字と関係するように意図的になされたものか否かという点に関して影響を与える事実とはいえない。また、原告は、電子的技術情報1におけるアフリカゾウのイラストはそれだけで一つのモチーフとして完成しているとも主張する。しかしながら、透光性のケースにおいて、本体に取り付けていない時のデザイン性は、陳列・販売時の購買力の点で、一定の重要性を有するものではあるが、本体に取り付けることが当然想定されている商品である以上、取付時のデザインも優れている必要があり、その点を併せて考慮してデザインすることは極めて自然なことであり、上記事情は本体に取り付けた時のデザイン性を否定する根拠とはなり得ない。

さらに、原告は、甲12に記載された上記「アースウェア絶滅危惧種」シリーズに関して「iPhone背面のAppleマークを活かしたデザインのクリアタイプ」と記載した、甲1の電子的技術情報の公知日、平成23年5月15日は、本件発明の原出願である実用新案出願日の同年3月11日より後の日であるから、同電子的技術情報は、リンゴのロゴマークを活用するという本件発明の出願に際しての技術的思想の採用の示唆とはなり得ないとも主張する。しかしながら、甲1の記載内容に関わりなく、電子的技術情報1の記載自体から、審決の認定した引用発明が認定できることは上記説示のとおりであるから、原告の主張は理由がない。

[コメント]

裁判所は、電子機器のロゴ(マーク、文字)とそのケースのデザイン(文字、図形)とが一体となって一つのモチーフを醸し出すことを特徴とする構成の特許性を否定した、無効審決を維持した。引例の電子的技術情報に開示されたデザインについての解釈は妥当であると考えられる。本事案において、デザイン構成を特徴とした発明(考案)を否定する引例として一般刊行物(電子的刊行物を含む)が挙げられた。デザイン性が特徴の特許権ゆえに、特許公開公報からの抽出が困難であったと推測される。特許公開公報以外の一般刊行物を調査することの重要性が再確認されたと思われる。

以上